

## 参考1 關係通達



## 目 次

発出年月日	通達番号	標 題	頁
昭和30年6月9日	基発第359号	業務上外の認定に関する連絡調整について	278
昭和43年9月3日	基発第571号	審査請求に関する決定の送達について	279
昭和52年3月30日	基発第192号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第4次分）等について（抄）	281
昭和63年12月28日	事務連絡	国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについて	283
平成元年12月21日	事務連絡第39号	労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について	285
平成2年3月27日	事務連絡	都道府県労働局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について	286
平成7年3月3日	事務連絡	審査請求事案に係る迅速処理対策について	287
平成8年6月28日	事務連絡第25号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について	293
平成8年7月24日	基発第479号	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について	296
平成8年11月19日	事務連絡	労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて	302
平成9年3月10日	事務連絡	「介護（補償）給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」の取扱いについて	304
平成12年8月31日	事務連絡第3号	精神障害に係る審査請求事案の処理に当たっての地方労災医員協議会精神障害等専門部会の開催等について	306
平成13年11月1日	基発第952号	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等の一部改定について	307
平成14年3月13日	基発第0313008号	裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて	309
平成14年3月13日 改正 平成18年11月22日	基発第0313001号 基発第1122001号	裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について	312
平成19年3月28日	事務連絡	審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について	316
平成20年3月31日	地発第0331016号 基発第0331023号	労災保険専門調査員の配置について	319
平成22年3月29日	事務連絡	「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について（抄）	333
平成22年12月27日 改正 平成26年7月10日	基発1227第1号 基発0710第5号	社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について	334
平成27年12月24日	基発1224第9号	労災保険給付における個人番号の利用に係る事務処理について（抄）	336
平成28年2月17日	事務連絡	「審査請求文書受付・送付簿」の改正について（抄）	346

基 発 第 359 号  
昭和 30 年 6 月 9 日

各都道府県労働基準局長 殿  
各都道府県知事 殿

労働省労働基準局長  
厚生省保険局長

**業務上外の認定に関する連絡調整について**

労働者又は被保険者の疾病、その他の事故に対する業務上外の認定については、慎重に措置されているものと思料するが、最近労働者災害補償保険法による災害補償も、また健康保険法、日雇労働者健康保険法又は厚生年金保険法による保険給付も受けられず、労働者又は被保険者に多大の不安と困惑を与えている事例があるので、第一線機関相互間において更に連絡を密にすると共に、それぞれの審査官において請求人の申し立てと異なる決定を行う場合は、他方の機関の審査官又は第一線機関に通報して意見の調整をはかり、かかる事のないよう取り計らわれたい。

なお、意見の調整が困難なものについては、主管省に経伺の上処理することとされたい。

昭和43年9月3日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

### 審査請求に関する決定の送達について

標記については、昭和39年3月7日付け基災発第7号をもって通達したところであるが、本年4月1日から「各省庁（国の行政機関）が法令の定めるところに従い、官報をもって行う公告」については無料取扱いとなり（別添1参照）、また別添2のとおり、大蔵省印刷局業務部官報課長より労働省労働基準局補償課長あて、公示送達原稿の送付は労働省官報報告主任（労働大臣官房総務課長）を通じて行たわれたい旨申入れがあったので、今後、標記に関する事務手続を下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

なお、本通達の実施により、前記通達は廃止することとなるので申し添える。

#### 記

##### 1 決定の送達方法について

決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによって行うが、送付に際しては、決定書謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ、審査官が原本と相違ないことを証明しなければならないこと。

##### 2 決定の公示送達について

審査決定の公示の方法による送達は、労審法第20条第3項の規定により官報掲載が必要とされ、その掲載事務は前記通達に基づいて昭和39年3月27日以来都道府県労働基準局長より、直接大蔵省印刷局官報課長あて掲載依頼してきたところであるが、今後は、次の要領によって行なうこと。

(1) 掲載依頼は、都道府県労働基準局長、労働省労働基準局長、官報報告主任を経由して行なうこと。

なお、封書左下欄に必ず「審査係あて」朱書すること。

(2) 公示年月日については、郵送に要する期間等を十分考慮する必要があるが、およそ発送日から20日ぐらいの余裕をもって記入すること。

(3) 掲載依頼文書と原稿とは別葉とし、掲載依頼文書は一通、原稿文書は4通本省労働基準局長あて送付すること。

(4) 掲載された官報は、当該審査請求事案の1件書類として、官報と原稿を照合のうえ保存すること。

(5) 掲載原稿文例は、次例のとおりとし、誤字脱字のないように明確に作成すること。

公示送達

東京都荒川区南千住町2の18

(1)

田中 康 助

(2)

上記の者に送達すべき昭和43年東京審判第32号に関する決定書の謄本は、東京都千代田

(3)

(4)

区大手町1の7東京労働基準局内東京労働者災害補償保険審査官山田太郎が保管し、いつ

でも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

昭和43年9月15日

(5)

東京労働者災害補償保険審査官

(6)

山田太郎

(備考) 決定の主文及び年月日

1 決定主文 「本件審査請求を棄却する。」

(7)

2 決定年月日 昭和43年8月10日

(8)

(注意事項) アンダーラインの個所は次のものの例である。

(1) 及び (2) は、決定書に記載された請求人の住所、氏名

(3) は、当該事件の番号

(4) は、謄本を保管している者を具体的に示すため、局所在地、審査官氏名

(5) は、公示年月日

(6) は、決定をした審査官の氏名

(7) 及び (8) は、決定書に記載された決定主文及び年月日

(2) 及び (6) は、氏と名の間を一字あける

(別添)

官報掲載公告の無料取扱いの範囲について

標記のことについて、官報掲載公告料金は、官報・法令全書・職員録等の発行に関する命令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)第4条の規定に基づき有料を原則としておりますが、昭和43年4月1日以降当分の間下記により実施いたしますので、御通知いたします。

記

各省庁(国の行政機関)が法令の定めるところに従い、官報をもって行う公告(工場財団・鉄道財団等の財団関係公告、著作権の変更関係公告、JIS表示許可公告及び商号抹消公告並びに供託規則(昭和34年法務省令第2号)第30条第1項及び公証人法(明治41年法律第53号)第20条第1項による公告を除く。)及び裁判所押収物還付公告は無料とする。

別添2

都道府県労働者災害補償保険審査官に係る公示送達原稿の送付方法について

標記については、従来、各都道府県労働基準局長から直接当局宛原稿を送付されていたが、本公告は先に印業等51号にて通知したとおり昭和43年4月1日から当分の間無料扱いとなったので、今後前記原稿は労働省官報報告主任を通じて送付されるよう各都道府県労働基準局長宛周知願いたい。

基 発 第 192 号  
昭和 52 年 3 月 30 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働大臣官房長  
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第 4 次分)等について

— 略 —

18 傷病補償年金及び傷病年金(新法第 12 条の 8、第 18 条、第 18 条の 2、第 19 条、第 21 条、第 22 条の 6 関係)

業務上の事由又は通勤による傷病により長期の療養を要することとなった労働者については、従来、療養開始後 3 年を経過した日以後において政府が必要と認めたときから、療養補償給付又は療養給付と休業補償給付又は休業給付とに代えて長期傷病補償給付又は長期傷病給付を行うこととしていた。しかしながら、長期療養者の症状は各療養者ごとに極めて区々であるにもかかわらず、これらの労働者に支給する長期傷病補償給付(長期傷病給付)の年金の額が一律とされていることは、後遺障害により労働不能となった者に対し支給される障害補償年金(障害年金)の額が、その障害の程度に応じて定められているのに比して、不均衡である。また、従来の長期療養者の実情からみると、療養開始後 1 年 6 箇月を経過しても治らない者は、その後引き続き長期にわたり療養を要することとなるのが通例であり、年金たる保険給付を行うべきか否かの判定について療養開始後 3 年の経過をまつまでもない。更には、厚生年金保険制度においても、第 77 回国会における法改正により、療養開始後 1 年 6 箇月を経過した後は、その傷病の治ゆの有無にかかわらず、その障害について障害年金が支給されるように改められた。

これらの事情を考慮して、今回の法改正においては、従来の長期傷病補償給付及び長期傷病給付が廃止され、長期傷病補償給付たる年金に代えて傷病補償年金が、長期傷病給付たる年金に代えて傷病年金が新たに設けられ、また傷病補償年金又は傷病年金の受給権者には、療養補償給付又は療養給付が継続して行われることになった。

このように、本制度は、長期療養者の症状に応じた適切な給付を行うために新設されたものである。

(1) 傷病補償年金の支給要件

— 略 —

(12) 不服申立

傷病補償年金又は傷病年金の支給の決定及びその支給額の決定並びに廃疾等級の変更による傷病補償年金又は傷病年金の変更に関する決定に関しても、労働者災害補償保険法第35条の規定により、不服申立てをすることができるものであること。

— 略 —

事務連絡  
昭和 63 年 12 月 28 日

各都道府県労災主務課長 殿

労働省労働基準局労災管理課長  
労働省労働基準局補償課長

国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例  
等の取扱いについて

行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号。以下「閉庁法」という。)の施行に伴う国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労働基準法等の期限の特例等の取扱いについては、昭和 63 年 12 月 28 日付け基発第 780 号・婦発第 281 号をもって労働省労働基準局長・婦人局長より通達されたところであるが、労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについては下記のとおりであるので、これが運用につき留意されたい。

記

1 労働者災害補償保険法関係

- (1) 労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第 43 条においては、労災保険法又は労災保険法に基づく政令及び労働省令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定(第 138 条から第 143 条まで)を準用するものとされている。このうち、民法第 138 条は「期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ」と規定し、法令に別段の定めがある場合の例外を認めている。この規定に照らした場合、閉庁法第 2 条の規定は、この「別段ノ定」に該当するものと解され、したがって、労災保険法及びこれに基づく命令に定める行為の期限については、閉庁法第 2 条の規定が適用されることとなる。

具体的には、労災保険法第 42 条において保険給付を受ける権利の時効が定められており、この規定自体は、私人の行政庁に対する行為の期限を定めているものではないが、同条に規定する時効期間満了の日までに行政庁に対し保険給付の請求を行わなければ保険給付を受給できなくなるという点で、行政庁に対する行為の期限を定めたと同様の意味をもつものと解される。従来から労災保険法第 43 条の運用に当たっては、時効期間の満了日が日曜日、国民の祝日等に該当した場合には満了日を繰り延べるよう取り扱っているところであるが、今後は、時効期間の満了日が閉庁法第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下単に「行政機関の休日」という。)に当たるときは、同法第 2 条を類推し、行政機関の休日の翌日をもって時効期間が満了するものとして取り扱うこととする。

- (2) なお、労災保険法第 35 条第 1 項の規定による労働者災害補償保険審査官(以下単に「審査官」という。)に対する審査請求に係る審査請求期間(労働保険審査官及び労働保険審査会法第 8 条)についても、閉庁法第 2 条の規定が適用され、審査請求期間満了日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって審査請求期間が満了するものとして取り扱うこととする。

## 2 労働基準法第 8 章関係

労働基準法第 8 章の規定による災害補償(以下単に「災害補償」という。)の実施に関し、被災労働者又はその遺族が行政官庁(労働基準監督署長)に対し行う審査又は仲裁の申立て(労働基準法第 85 条第 1 項)は、補償の実施に係る時効の中断については、裁判上の請求とみなされることとなっている(同条第 5 項)。また、この行政官庁が行う審査又は仲裁の結果に不服がある者が、審査官に対し行う審査又は仲裁の申立てについても同様とされている(労働基準法第 86 条)。

この災害補償に関する時効の中断事由となるものは、民法第 147 条に規定されているとおりであり、行政官庁又は審査官に対する審査又は仲裁の申立てに限定されるものではない。したがって、被災労働者又はその遺族の使用者に対する災害補償請求権の時効と閉庁法第 2 条の規定は直接の関係はなく、時効の中断に関し期限の特例の問題は生じないものと解される。しかしながら、民法第 153 条においては、催告後 6 か月以内に裁判上の請求等をすれば時効の中断事由になるとされており、被災労働者又はその遺族が催告を行った後に行政官庁に対し審査又は仲裁の申立てを行う場合については、閉庁法第 2 条の規定が適用されるものと解され、催告後 6 か月の期間満了日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間が満了するものとして取り扱うこととする。

各都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について

近年、労災保険給付に関する処分をめぐり審査請求、再審査請求及び行政事件訴訟が増加し、かつ、事案の内容も複雑化してきていることから、これら争訟事案に対するより適切な対応が求められているところである。

しかしながら、再審査請求審理や行政事件訴訟に至るまでに長期間を要している実情もあって、当該事案に関する資料の滅失により、審理や訴訟対応に支障をきたしている等の事例が見受けられ、また、この結果、労働保険審査会や法務省からも関係資料の保存、整備について指摘がなされているところでもある。

については、今後の争訟対応の一層の適正を期するため、労災保険給付に関する処分に対し審査請求が行われた場合には、処分の直接の根拠となった資料はもとより、これに関連する資料で将来必要になると見込まれるもの(例えば、治ゆ、再発、障害認定に係る事案について災害発生当初の請求書、調査復命書等の業務上外認定に関連する資料、レセプト、定期報告における診断書等の療養、症状経過に関する資料など)についても、争訟終了までの間、その保存、整備につき徹底を図ることとされたい。

また、労災保険特別加入者に係る業務上外の認定にあたっては、特別加入申請書記載の業務又は作業の内容等を基礎として判断することとしているところであるが、再審査請求事件において、特別加入申請書が保存されていないため業務上外の判断に支障をきたす事案が一部において見受けられる。

そこで、特別加入申請書及びその後届出のあった特別加入に関する変更届等関係書類の保存、整備の徹底に万全を期されたい。

都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎  
日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について

労働基準法第12条第8項の規定による平均賃金決定に係る事務処理については、平成2年2月21日付け補償課長・労働時間課長連名内かんにより指示されたところですが、都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「労審法」という。)に基づく審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の審査官における事務処理については、今後、下記のとおりとすることが妥当と考えられますので、その取扱いについては遺漏のないよう周知方お願いします。

なお、本取扱いについては、賃金時間部労働時間課企画室と協議済みですので、念のため申し添えます。

記

- 1 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、請求人に対し決定通知を行っている場合
  - (1) 平均賃金決定について、行政不服審査法(以下「行審法」という。)に基づく労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事案については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。
  - (2) 平均賃金の決定処分について労働大臣に対して審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(1)の処理を行うこと。
- 2 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、請求人に対し決定通知を行っていない場合  
現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合は、関係部署と連携をとり、改めて請求人に対して決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求は取り下げよう指導すること。なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記1により処理を行うこと。

事務連絡  
平成7年3月3日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課 労災保険審理室長

### 審査請求事案に係る迅速処理対策について

審査請求事案に係る迅速処理に関しては、昭和61年3月31日付け補償課長事務連絡第12号「審査請求事案の処理に関する当面の対策について」に基づき、事務処理に問題の認められる都道府県労働基準局に対する個別指導の実施等の対策を講ずるとともに、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の増員等審査体制の整備を図ってきたところであり、今後ともその整備に努めていくこととしているところであるが、最近における審査請求事案の事務処理の状況は、平成5年度において全国的には未処理件数の減少等若干の改善を見たものの、多くの局において、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留している等憂慮すべき状況にある。

このような状況は、審査請求事案の複雑・困難化や弁護士を代理人とする事案の増加による審査請求の訴訟化傾向に加え、局(次)長及び労災主務課長(以下「局管理者」という。)の進行管理の不徹底等様々な要因が複合した結果生じているものと考えられるところである。

については、長期未処理事案の速やかな解消を図るとともに、より一層の迅速処理を徹底すべく、今般、下記の対策を講ずることとしたので、その的確な推進に遺漏なきを期されたい。

なお、本対策の実施に当たっては、審査請求の迅速処理の実現を、審査官のみの努力に任せることなく、局管理者もその積極的な進行管理と支援体制を確立することにより、両者相まってこの実現に努められたい。

### 記

#### 第1 迅速処理の基本原則等

##### 1 迅速処理の基本原則

審査請求制度の運用においては、その手続、判断における公正の確保はもとより、請求人の不服を可能な限り迅速に解消することが極めて重要であるが、現状は決定までに長期間を要し、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留していることから、原処分に対する不服のみならず、審査請求制度そのものへの不服も生じさせている等憂慮すべき状況にある。

このため、労災保険法が二段階の審査前置を求めているにもかかわらず、行政事件訴訟法第8条の「審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき」は訴

訟を提起できる旨の規定をよりどころとして、審査官の決定を経ずして提訴に及ぶもの等当該審査前置主義を無視した訴訟事案が近年急増するとともに、国会、審議会等からも度々厳しい批判を受けているところである。

このような状況を放置することは、審査請求制度のみならず、労災保険制度全般に対する国民の信頼を失うことにもなりかねないものであることから、可能な限り速やかな処理に務め、簡易迅速を旨とする審査請求制度の実効を期す必要がある。

かかる迅速処理を現実のものとするためには、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「労審法」という。)が特に「審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。」旨規定していること及び国民の裁判を受ける権利と上述の審査前置主義との調和等も考慮すると、審査請求事案は一般的には、3 か月程度で処理されることが望ましいものとする。

なお、争点が多岐にわたるもの、医証が対立しているもの等公正な判断のために一定の調査等が必要な事案については、その処理に相当程度の期間を要することはやむを得ないが、この場合にあっても、下記第 2、第 3 に示すところにより、可能な限り迅速な処理に努めること。

また、現に未処理事案が滞留している局にあつては、下記 2 に示すところにより、当面は当該未処理事案の解消を優先すること。

## 2 審査処理計画の策定

迅速処理の実現に当たっては、上記 1 に定める基本原則を踏まえ、各局とも実情に即した計画処理に努めることとし、特に、平成 6 年度末において、受理後 1 年を越える未処理事案(以下「長期未処理事案」という。)を有するか又は未処理事案を 10 件以上有する局(以下「計画策定対象局」という。)にあつては、労災主務課長は、別紙様式 1 に従い自局の状況に応じた「審査処理計画」を策定し、同計画に沿って進行管理の徹底により迅速処理の実効を期すること。

また、同計画については、長期未処理事案を有する局にあつては、当該事案を優先的に処理することとし、遅くとも平成 8 年度末までに長期未処理事案が解消でき、かつ、他の未処理事案についても可及的速やかに解消できる計画とすること。その他の局にあつても、未処理事案はいずれ長期未処理事案となる可能性のあることを念頭に置いて、可能な限り前倒しの処理計画とすること。

なお、既に本省による個別指導の対象となり、長期未処理事案解消のための処理計画を本省あて提出済の局については、新たな「審査処理計画」を策定する必要はないこと。

## 3 審査請求事案処理状況報告

本省と局労災主務課が一体となって迅速処理の実現を図るため、労災主務課長は、別紙様式 2 により審査請求事案の処理状況等について四半期ごとに本職あて報告すること。

なお、これに伴い、昭和 61 年 3 月 31 日付け事務連絡第 12 号「審議請求事案の処理に関する当面の対策について」記の 2 に基づく「審査請求事案処理状況報告」は廃止する。

## 第 2 積極的な進行管理及び支援体制の確立等

## 1 積極的な進行管理及び支援体制の確立

審査官は、労働基準行政の職員として、局管理者による一般的な指揮を当然に受けるものであるが、審査請求事案の判断に当たっては、独立して個人で決定することとなっていることから、従来、この独立性が必要以上に強調され、その結果、局管理者との連携、局管理者による指揮及び審査官に対する必要な支援等が不十分となる等の弊害が生じ、これらも迅速処理を阻害する大きな要因の一つとなっているものと考えられることから、局管理者は、適切な職権行使による迅速な処理を本分とする審査官が、その機能を万全に果たし、迅速処理が実現できるよう、積極的かつ的確な進行管理を徹底するとともに、必要に応じた審査官への支援体制を確立し、行政内部の事情によって審査請求事案の処理が遅延することのないよう努めること。

このため、局管理者は、随時、審査請求事務処理の進ちよく状況を把握し、計画的な処理が行われるよう環境整備に努めること。特に、上記第1の2に定める計画策定対象局にあつては、事務処理の進ちよく状況が、「審査処理計画」の目標を達成できないおそれがある場合は、労災主務課長、審査官、監察官等による検討の場を設ける等により、労災主務課の組織を挙げてその阻害要因の解消に取り組むこと。

また、局管理者は、

- ① 未処理事案を抱えている審査官には審査業務以外の業務に従事させない
- ② 審査請求事案に関する陳情であっても局管理者等が対応する

等の姿勢を基本として、審査官がその本来の職務に専念できる環境を整えること。

## 2 労災保険審査専門調査員の活用

労災保険審査専門調査員は、文書発送等の単純業務のみならず、事実関係の調査、医学文献等の収集、聴取書作成の補助等相当程度高度な審理事務を行わせるために配置するものであることから、局管理者は、適切な人選及びその有効な活用に十分配慮すること。

## 3 原処分庁に対する問題点の還元

原処分庁における調査が十分にされていないため、審査官が補充調査に労力を費やし、その結果、迅速な処理が阻害されるという事情も認められるところであることから、原処分庁は、処分についての正当性を十分説明できる資料を整えておく必要がある。したがって、労災主務課長は、審査官が、審査請求事件を処理した経験を通じて把握した原処分庁における調査不足等の問題点を各種の機会を捉え、これを原処分庁に還元することにより、同種の問題が繰り返されることのないよう努めること。

## 4 指導解決

審査請求制度の本旨は、労災保険給付に係る処分に関する不服を迅速に解消するところにあるが、審査請求人に対する原処分庁の対応への不満が審査請求の要因となっている事案及び処分理由の適切な説明がなされておれば審査請求に至らなかつたと思われる事案も認められることから、原処分庁が不支給決定等審査請求の対象となる処分を行った場合は、請求人に対し、処分理由をていねいに説明し、無用の不服を生じさせないよう努めること。

また、審査請求がなされた際にも、審査官は、審査請求の趣旨、理由をよく聴取した上で、当該請求が労災保険制度に関する誤解に基づくものであったり、労災保険制

度の説明を行うことで不服が現実的に解消されるものである場合等は、当該請求の取下げを指導すること。

なお、これら指導の際には、審査請求を行う権利は法律上保障されたものであることを踏まえ、行政庁が当該権利の行使を制約するかなのような誤解を与えることのないよう十分配慮すること。

### 第3 審査事務の合理化等

#### 1 職権主義の強化と事務の簡素化

- (1) 審査請求制度における審理の仕組みは、民事訴訟手続とは異なって当事者双方が互いに主張・立証を尽くすという形となっていない。このため、審査官は、請求人の主張を十分把握しなければならないが、真に判断に必要な事実のみを検証すれば足りるのであって、その審理は、あくまでも審査官の職権によって進行し(いわゆる「職権主義」)、その過程で形成された心証によって判断を下すものであることから、心証が形成された時点で速やかに審理を終結し、決定を行うこと。

また、審査官は、請求人側の意見陳述の申出には必ず相当の期限(原則として3週間)を付し、心証形成が遅延することのないよう期限内の提出を厳守させる等迅速処理の実現に向けて職権審理の強化に努めること。

- (2) 審査官の判断に必要な証拠資料は、原則として、原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料とし、審査官段階における新たな医師意見書の収集、追加調査等は、収集済の各医証等の内容が対立している場合等必要最小限にとどめること。
- (3) 決定書の内容は、労審法施行令第17条の要件を満たす必要があるが、主文を説明できる理由が示されておれば足りるものであることから、極力簡潔な記述に止め、引用が必要な通達、聴取書、医師意見書等についてもその趣旨を要約して記述すること。
- (4) 参与会に提出する資料については、その作成に相当な時間と労力を要している例が少なくないことから、参与会を開催する前に決定書(案)を作成することとし、同(案)から主文及び結論部分を除いたものを資料として提出することとして差し支えないこと。

また、その他の資料は、参与からの要望がある場合等に限り、必要に応じて提出すること。

#### 2 処理経過の確実な記録

審査請求に係る事務処理は、個々の審査官が単独で従事するため、事案の審理中に担当審査官が異動した場合には、後任の審査官が事案の事実関係、争点及び処理の進捗状況等の把握に手間取り、事務処理の長期化を一層助長する要因となっているものと考えられる。

このような事態を回避するためには、「審査請求処理経過簿」に処理経過を可能な限り具体的に記録し、後任に引き継ぐ必要があることから、審査官は、処理経過の確実な記録を一層徹底すること。また、労災主務課長も、特に処理に時間を要すると思われる事案については、随時同処理経過簿を閲覧することにより事案審理の経過を把握し、必要な支援を行うこと。

別添

## 審査処理計画

### 1 処理計画

年度	前年度末残	請求見込み件数	処理計画数	年度末残件数
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )

\*1 「請求見込み件数」は、年度以前3カ年の1年間当たり平均請求件数を計上すること。

2 ( )内は、受理後1年を超える事件数を記入すること。

### 2 迅速処理のための重点対策

平成 年度第 四半期審査請求処理状況等報告

① 前期末残件数	② 当期請求件数	当期要処理件数 (①+②)	当期処理件数			当期末残件数
			決定	取下	計	
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(記載注意事項)

- 1 ( ) 内は、受理後1年以上経過した事案の件数を内数で記入すること。
- 2 「② 当期請求件数」欄は、当期(3月)中に新規審査請求を受付した件数を記入すること。
- 3 「決定」欄は、「取消」、「棄却」及び「却下」について、決定書ごと1件として計上すること。
- 4 併合及び分離処理については、考慮する必要はないこと。
- 5 報告期限は次のとおりとする。
 

第1四半期(4月～6月)分	→	7月20日
第2四半期(7月～9月)分	→	10月20日
第3四半期(10月～12月)分	→	1月20日
第4四半期(1月～3月)分	→	4月20日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局補償課長

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理  
について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 42 号)(以下「改正法」という。)の施行については、既に、平成 8 年 6 月 26 日付け労働省発総第 8 号、基発第 406 号及び職発第 467 号をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1 審査官の決定を経ずに再審査請求がなされた事案への対応

(1) 再審査請求書が提出された場合の事務について

再審査請求については、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の決定に不服がある者が労働保険再審査請求書(以下、「再審査請求書」という。)を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対して提出してきた場合には、これを経由して労働保険審査会(以下「審査会」という。)に提出することとしてきたところである。改正法施行後は、審査請求の受理後 3 か月を経過しても決定が出されない事案については、審査官の決定を待たずに再審査請求ができることとなることに伴い、審査官の決定を経ない再審査請求書が監督署長に提出された場合には、当該再審査請求書については、平成 7 年 3 月 31 日付け基発第 178 号「労災保険審査請求事務取扱手引」(以下「事務取扱手引」という。)により、従前と同様、監督署長から審査会へ送付する取扱いを行うこと(事務取扱手引「第 3 部 I 監督署長の事務 3 経由機関たる監督署長の事務」(111 頁)参照)。

なお、再審査請求書の提出を受けた監督署長は、今回の「労働保険審査官及び審査会法施行規則の一部を改正する省令」(平成 8 年労働省令第 29 号)(以下「改正省令」という。)により再審査請求書の様式が一部変更されている(後述 3 の(3)参照)ことから、当該再審査請求が救済規定に基づくものであることを確認し、さらに、これを速やかに審査会あてに送付するとともに、当該事案の担当審査官にその旨を連絡すること。

また、審査官に対して、再審査請求書が提出された場合にも、監督署長の場合と同様の取扱いを行うこと(事務取扱手引「第 2 部 IX 審査請求に伴うその他の事務処理 6 再審査請求の受付事務」(105 頁)参照)。

## (2) 取下げみなし事案の取扱いについて

改正法の救済規定に基づき、再審査請求されたことによって「審査請求が取り下げられた」とみなされる事案については、再審査請求が審査官を経由せず、直接審査会に再審査請求書が提出された場合には、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

なお、審査官を経由して再審査請求がなされた場合であっても、審査会において補正等が行われる可能性があることから、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

また、取下げとみなされた事案については、審査官は取下げ事案と同様に、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知するとともに、当該審査請求事案の「審査請求処理経過簿」にその経緯等を記載し、事実経過を明らかにしておくこと。

## (3) 審査官が収集している資料について

前述(2)の場合に、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したものの、審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、審査会へ送付すること(事務取扱手引「第2部 IX 審査請求に伴うその他の事務処理 7 審査官の審査会に対する対応」(105頁)参照)。審査請求人から提出された資料については、必ず請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて、未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、この場合、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

## 2 処分の取消しの訴えにおける事務処理

### (1) 不適法な訴えとなる場合について

イ 改正法が適用される場合において、審査請求後3か月を経過し、審査官の決定前に取消訴訟が提起された場合については、再審査請求を行っていない不適法な訴えであるので、本案前の申立てを行うこと。

なお、訴訟係属中に適法に再審査請求が行われた場合は、裁決又は再審査請求後3か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆるので、瑕疵が治ゆした時点で本案前の申立てを撤回すること。

ロ 改正法における経過措置が適用される場合において、改正法施行日以後、審査請求人が再審査請求を行い、さらに、審査会の裁決がなく、かつ、再審査請求後3か月未済で取消訴訟を提起した場合については、当該訴えは本来は不適法な訴えである。しかしながら、この場合であっても、適法な再審査請求である場合には、3か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆることとなるので、本案前の申立てについては、本省と協議を行うこと。

ハ 原処分に対し適法な審査請求を行わずに取消訴訟が提起された場合及び審査官の決定後適法な再審査請求を行うことなく取消訴訟が提起された場合については、本案前の申立てを行うこと。

(2) 適法な訴えとなる場合について

改正法施行日前に審査請求後3か月を経過したことを理由に取消訴訟が提起されている場合又は施行日前に審査請求後3か月を経過し施行日以後において経過措置に基づき取消訴訟が提起された場合については、提訴以後の再審査請求は、先行する訴訟には影響しないものであること。

3 その他

(1) 3か月以内の処理が困難な事案の処理について

複雑・困難な事案等については、やむを得ない事情により、審査請求事案の処理が3か月以内に終了せず、改正法の救済規定に基づき再審査請求が行われる事態も予想されるところである。

このような事態が予想される事案については、審査官は、審査請求後3か月以内に、少なくとも請求人からの聴取書の作成、争点整理を踏まえた重要事項に関する調査並びに各種照会等を必ず行っておくこと。また、その他の審理のための各種処分についても、計画的に実施することにより、迅速な処理に努めること。

(2) 再審査請求時に既に審査官が取消等の決定を行っていた場合の取扱いについて

請求人の再審査請求書が審査会に受理される以前に審査官が取消又は一部取消の決定を行った場合には、原処分が取り消された部分については再審査請求の利益がなく、当該再審査請求は取り下げられたものとみなされることから、このような事案については、審査官は審査会から再審査請求があった旨の通知を受けた後に、審査会に対して、速やかに決定書の送付等を行うことにより、審査請求人の請求が認容されている旨を通知すること。

(3) 再審査請求書の様式の一部変更について

今回の法改正に伴い、救済規定によって再審査請求が行われる場合には、改正省令により、再審査請求書の様式が一部変更されているので(様式第3号の2)、その旨、管下監督署長等に周知すること。

(4) 審査請求人等への改正法の内容の周知について

今回の改正法による救済規定の内容等については、審査請求人その他照会があった者に対して説明を行うこと。

なお、審査請求人に対して説明を行う際には、必要に応じて審理の進捗状況を説明するとともに、審査請求制度が二審制であり、かつ、審査前置主義をとっている趣旨についても併せて説明し、理解を求めること。

また、救済規定に基づき、審査請求人の再審査請求を行いたい旨の意向が固い場合には、再審査請求書の様式が一部変更されていることについて説明する等適切な再審査請求が行われるよう配慮すること。

基発第479号  
平成8年7月24日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並び  
に労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定す  
る鑑定に係る鑑定料等の改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、昭和57年4月13日付け基発第273号通達(以下「273号通達」という。)及び昭和56年1月28日付け基発第43号通達(以下「43号通達」という。)、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等については、平成元年6月5日付け基発第297号通達(以下「297号通達」という。)をもってそれぞれ取り扱ってきたところであるが、今般、これらの取扱いを下記のとおり改定し、平成8年7月1日以後に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。なお、273号通達、43号通達及び297号通達は、本通達の施行に伴い廃止する。

#### 記

- 1 労働基準監督署長(以下「署長」という。)が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて
  - (1) 支出要件
    - 署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。
      - イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合(業務上外の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する。)
      - ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合
  - (2) 支出科目
    - 上記(1)のイ及びロに係る意見書等のうち傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合については、(項)保険給付費(目)保険給付費より支出することとし、また、(1)のロに係る意見書等のうち業務災害及び通勤災害の認定、障害(補償)年金受給者の障害の状態の認定等の場合については、(項)業務取扱費(目)障害等級等認定庁費より支出する。
  - (3) 支出額

支出額については、支出要件である上記(1)のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表1のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

- イ 脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案
- ロ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案
- ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

## 2 都道府県労働基準局長(以下「局長」という。)が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

### (1) 支出要件

次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

- イ 保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合(業務上外の認定、治癒の認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めた場合がこれに該当する。)
- ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合(行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。)
- ハ 学識経験者、医師、弁護士その他の専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合(医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する。)
- ニ その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があった場合(イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する。)

### (2) 支出手続

個々の事案について、支出伺い(行政決裁)を作成することとするが、支出伺いの作成に当たっては、相手方、支出理由、支出金額、支出科目、内訳等必要事項を記載することとする。

また、意見書、鑑定書、報告書等を徴した場合はその写しを、徴しない場合でも復命書あるいは業務日誌等協力があったこと等についての裏付けとなる資料を添付することとする。

### (3) 支出科目

支出科目は、業務の性格により区分し、(項)業務取扱費(目)諸謝金より支出することとする。

### (4) 支出額

支出額については、別表2の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲について

は社会通念上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3 労働者災害補償保険審査官が労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定等を専門医等に求めた場合について

(1) 支出要件

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号及び同条第1項第5号に規定する鑑定及び意見書を求めた場合に支出できるものとする。

(2) 支出科目

支出科目は次の各号に定めるものとする。

イ 鑑定料 (項)業務取扱費 (目)諸謝金

ロ 意見書料 (項)業務取扱費 (目)障害等級等認定庁費

(3) 支出額

支出額については、支出要件を一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表3のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ 傷病の業務上外等が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ 治ゆ又は再発が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案

ハ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が焦点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案

ニ その他上記イ～ハに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

別表1

## 労働基準監督署長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
労働基準監督署長	本通達中1-(1)-イ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本文中2-(1)-ロ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費 業務取扱費	保険給付費 障害等級等認定庁費	傷病の治癒の認定及び療養者の症状の把握の場合 業務上外の認定及び障害補償年金受給者の障害の状態の確認等の場合

別表2

## 都道府県労働基準局長が検討を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働基準局長	本通達中2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	謝礼金	事案の内容及び学歴経歴、社会的地位等を考慮して決定すること。
	本通達中2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 100,000円			同上、ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定する。
	本通達中2-(1)-ハの内個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			
	本通達中2-(1)-ハの内団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。
	本通達中2-(1)-ニの事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容及び度合等により決定すること。

別表 3

労災保険審査官が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
審査官	鑑定料	一般的な医学事項 20,000円	業務取扱費	諸謝金	
		特に高度な医学的事項 50,000円			
	意見書料	一般的な医学事項 20,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	
		特に高度な医学的事項 50,000円			

参考

意見書料等の改定一覧

	内 容	金 額		支出科目		備 考
		新	旧	(項)	(目)	
労働基準 監督署長	意見書料 療養の継続等の判断に当たり医師に対して求めた場合	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的 事項 20,000円	5,000円	保険給付費	保険給付費	昭和57年 4月13日 付基発第2 73号通達
	意見書料 受診命令に基づき、医師に対して求めた場合	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的 事項 20,000円	5,000円	保険給付費 傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合 業務取扱費 障害等級等 認定庁費 傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合	保険給付費	
都道府県 労働局長	意見書料、鑑定料 保険給付に関する決定に当たり医師に対して求めた場合	20,000円 ～ 50,000円	10,000円 ～ 20,000円	業務取扱費	諸謝金	昭和56年 1月28日 付基発第4 3号通達
審査官	鑑定料 一般的な医学的 事項 特に高度な医学的 事項	20,000円 50,000円	5,000円 15,000円	業務取扱費	諸謝金	平成元年6 月5日付基 発第297 号通達
	意見書料 一般的な医学的 事項 特に高度な医学的 事項	20,000円 50,000円	5,000円 15,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	

平成8年11月19日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局労災管理課長  
労働省労働基準局補償課長

### 労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて

近年、労働基準監督署長(以下「署長」という。)、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。 )又は労働保険審査会(以下「審査会」という。 )における労災保険給付に係る事案の処理が長期間に及んだため、当該請求に対する行政処分(以下「第一次処分」という。 )が確定した時点では、後続する未請求分の保険給付請求(以下「後続請求」という。 )の時効が完成し、結果的に請求人の保険給付請求権が確保できない事案(具体的には、保険給付の請求について署長は不支給処分としたが、当該請求に関する審査請求、再審査請求又は行政訴訟の結果、不支給処分(第一次処分)そのものは取り消されたものの、後続請求については既に時効が完成していたため不支給とせざるを得ないような事案)が生じているところである。

この点に関連して、審査会は、平成7年1月31日付けの別添裁決書(平成2年労第195号)のとおり、労働者性の存否に関して争いのある保険給付に後続する同一種類の保険給付の請求事案について原処分を取り消す旨の裁決を行ったところである。当該裁決は個別事案に関するものではあるものの、今後原処分庁又は審査官が後続請求に係る事案について従来の取扱いどおり不支給処分を行っても、再審査請求が行われることによって審査会が当該裁決と同様に原処分を取り消す旨の裁決を行うことは十分に予想されることである。

については、このような事情を踏まえ、今後後続請求に係る事案については下記のとおり取り扱うこととしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 趣旨

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。 )に基づく保険給付を受ける権利については、民法第166条第1項の適用により、権利を行使し得る時とは保険給付の支給事由が生じた日であり、その翌日から時効が起算されるとの従来からの時効に関する基本的な考え方は踏襲しつつも、今後、後続請求に係る事案については、請求人に再審査請求を行わせることなく早期に請求人の権利救済を計ることが労災保険法の趣旨及び公平・公正の観点から適当であると考えられることから、被災労働者等の権利救済を計る必要があると認められる事案について適切な措置を講ずることとしたものである。

## 2 取扱方法

現在、審査請求、再審査請求若しくは行政訴訟において係属中又は署長において処理中の後続請求に係る事案の取扱いについては、その概要を添えて本省(補償課業務係)に照会すること。

また、被災労働者等から後続請求の取扱いに係る相談等があった場合にも、必要に応じ本省に照会すること。

## 3 関係資料の保全

労災保険法第42条は短期消滅時効の規定を設けているが、これは療養の経過や治癒の有無、休業の状況等についての記録を保全し、関係資料の散逸によって生じる手続の遅延を回避する等の趣旨によるものであることから、請求人に対しては、より迅速・的確な措置を講ずるためにも同法で定める期間内に後続請求を行うよう勧奨すること。

なお、勧奨した場合には、その事跡を関係資料に記録しておくこと。

## 4 報告

本件取扱いに関して各種団体等から陳情等がなされた場合には、その概要等について補504により報告すること。

(参考)後続請求の代表例

- (1) 休業補償給付及び療養補償給付たる療養の費用の初回分の請求がなされたが、署長は労働者性が認められない等の理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったところ、審査請求、再審査請求又は行政訴訟のいずれかの段階でこの原処分が取り消された。

そこで、請求人は後続の未請求分であった2回目以降の休業補償給付等を請求したが、当該休業補償給付等を請求することができる日から2年以上経過しているとの理由で不支給とした事例。

- (2) 療養のため休業していた者から休業補償給付請求がなされたが署長はすでに治癒しているとの理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったが、審査請求再審査請求又は行政訴訟のいずれの段階においてもこの主張が認められず原処分は確定した。

そこで請求人は残存障害について障害補償給付を請求したところ、すでに傷病の治った日の翌日から5年以上経過しているとの理由で不支給とした事例

(別添)略

事務連絡  
平成9年3月10日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課業務班長  
労働省労働基準局補償課審理班長

「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」の取扱いについて

標記については、平成9年3月10日付け補償課長事務連絡第4号「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」(以下「4号事務連絡」という。)をもって連絡されたところであるが、介護(補償)給付に係る審査請求事案の事務処理については、下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお願いする。

記

1 対象となる事案

本取扱いについては、介護(補償)給付に係る審査請求事案のうち、原処分庁が要介護障害程度区分を随時介護として支給する旨の処分とし、請求人が常時介護に該当するとして審査請求を行っている事案を対象とすること。

2 労働基準監督署長(原処分庁)の事務処理について

- (1) 4号事務連絡の記の1の(1)から(3)に基づき、原処分庁が障害等級又は傷病等級の号の見直し(以下「号の見直し」という。)を行った結果、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分を随時介護から常時介護へ変更し、原処分を取り消して常時介護として支給決定を行う場合には、当該請求人に対して十分な説明を行うとともに、速やかに労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)にその旨を連絡の上、当該取消通知及び支給決定通知の写しを送付すること。

なお、当該請求人に対しては、前記説明に際し、審査請求の利益が消滅したことについての理解を求めること。

- (2) 原処分庁が号の見直しを行ったものの、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分に変更は生ぜず、原処分の取消しを行う必要がない場合であって、既に原処分庁が審査官あて意見書を提出しているときは、今回の号の見直しに係る変更処理を記載した意見書(号の見直しに係る通知書の写しを含む。)を新たに審査官あて提出すること。

3 審査官の事務処理について

- (1) 原処分庁が号の見直しを行った結果、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分が随時介護から常時介護に変更され、原処分庁によって原処分が取り消されることとなった審査請求事案については、審査官は必ず号の見直し及び介護(補償)給付に係る支

給決定が行われたことを確認した上で、請求人に対して審査請求の利益が消滅したことの説明を行い、指導解決を図ること。

なお、請求人が指導に従わない場合は、審査官は却下決定を行うこととなること。

- (2) 原処分庁が号の見直しを行ったにもかかわらず、介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分は変更されず、原処分の取消しが行われる必要のない場合で、既に原処分庁が審査官あて意見書を提出しているときは、審査官は今回の号の見直しに係る変更処理を記載した意見書等の提出を原処分庁に指示し、審査請求の本案審理はこの見直し後の号に基づいて進めること。

なお、この意見書等の提出依頼は、介護(補償)給付に係る原処分の要介護障害程度区分の判断理由として、障害等級又は傷病等級の号を用いず、被災者の日常生活動作能力(ADL基準)に基づき判断する事案であっても、同様に行う必要があるので留意すること。

- (3) 決定書の記載方法について

イ 審査請求の利益が消滅した場合の却下決定に係る記載方法

決定書の理由欄の末尾に、原処分庁が当該審査請求の原因たる原処分を取り消してこれを支給する旨の処分を行った事実を簡潔に記載し、審査請求の利益が消滅したため却下することを記述すること。

ロ 号の見直し後に本案審理を行った場合の記載方法

決定書における原処分庁の意見欄に障害等級又は傷病等級の号を記載する場合は、原処分庁から新たに提出された意見書等に基づき、見直し後の号のみを記載することとし、号の見直しを行った経過までは記述する必要はないこと。

ハ その他

今回の号の見直しは行政処分ではないため、障害(補償)給付又は傷病(補償)給付に係る処分自体には影響しないものであることから、決定書に記載する障害(補償)給付又は傷病(補償)給付の処分の日付等は号の見直し前と同一であるので留意すること。

事務連絡第3号  
平成12年8月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働省労働基準局補償課長

**精神障害に係る審査請求事案の処理に当たっての地方労災医員協議会  
精神障害等専門部会の開催等について**

労災保険給付に係る審査請求の処理に当たっては、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)から、必要に応じて、専門医に医学的な意見を求めているところであるが、精神障害事案の業務上外については、平成11年9月14日付け基発第544号及び平成12年3月24日付け事務連絡第3号により、地方労災医員協議会専門部会(以下「部会」という。)の合議による医学的検討を行うこととされているため、審査請求の処理に当たって必要があると判断される場合には、審査官においても部会の意見を求めて判断することとなる。

ところで、地方労災医員制度の運用細目等については、昭和62年12月22日付け基発第721号及び同日付け事務連絡第33号により示されているところであり、審査官が部会の意見を求める場合には、労働基準監督署長が意見を求める場合と同様に、都道府県労働局長を経由して行うこととなる。

については、審査官が部会の意見を求める場合についても、上記通達及び事務連絡に基づき部会の円滑な開催・運営を図られたい。

基 発 第 9 5 2 号  
平成 13 年 11 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等の一部改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、平成 8 年 7 月 24 日付け基発第 479 号(以下「通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、行政事件訴訟等の対応の必要性等にかんがみ、通達の一部を下記のとおり改め、平成 14 年 1 月 4 日以降に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達記の 2 の(1)について

記の 2 の(1)の口中「行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、」を削り「場合等が」を「場合等も」に、「該当する」を「含まれる」に改め、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次の一号を加える。

ハ 裁判所に医学等の証人として出廷することを求めた場合(行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として裁判所への出廷を依頼した場合がこれに該当する。)

2 通達別表 2 について

別表 2 を別紙のとおり改める。

別添

別表 2

都道府県労働局長が検討を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働局長	本文中2-(1)-イ事案	20,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。
		～			
	50,000円				
	本文中2-(1)-ロ事案	20,000円			
		～			
	300,000円				
	本文中2-(1)-ハ事案	20,000円			
～					
200,000円					
本文中2-(1)-ニの内個人に求めた場合	20,000円				
	～				
50,000円					
本文中2-(1)-ニの内団体に求めた場合	50,000円				
	～				
200,000円					
本文中2-(1)-ホ事案	3,000円				
	～				
10,000円					

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

### 裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて

平成 13 年 12 月 1 日から、公務員又は公務員であった者がその職務に関し、保管し、又は所持する文書(以下「公務文書」という。)については、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるものを除き、原則として裁判所へ提出する義務を負うものとする等と内容とする「民事訴訟法の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 96 号。以下「改正法」という。)が施行されたことに伴い、今後、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連して、労働基準行政機関の保有する文書について、これまで以上に文書提出命令等がなされる場合が多くなるものと考えられる。ついては、今後、裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いに関しては、下記によることとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。なお、昭和 57 年 2 月 22 日付け基発第 128 号については、本通達をもって廃止する。

### 記

#### 第 1 裁判所から文書の提出等が求められたときの具体的対応

##### 1 民事訴訟法(平成 13 年法律第 96 号。以下「民訴法」という。)に基づき裁判所から文書の提出等を求められる手続きの種類

###### (1) 文書提出命令(民訴法第 223 条)

訴訟当事者からの申立に基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対してその提出を命ずる手続。

なお、文書提出命令は、文書の所持者に対しては、その提出を命ずる決定を行うことができるが(民訴法第 223 条第 1 項)、文書の所持者が第三者である場合には、当該第三者を審尋しなければならない(民訴法第 223 条第 2 項)こととされている。

###### (2) 調査の囑託(民訴法第 186 条)

訴訟当事者の申立て又は裁判所の職権により、官公署等に対して、必要な調査を囑託する手続。

###### (3) 文書送付の囑託(民訴法第 226 条)

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対して文書送付を囑託する手続。

##### 2 改正民訴法の主な改正点

今回の改正法は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、改正前の民訴法では文書提出義務がないとして除外されていた公務文書について、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの(以下「公務秘密文書」という。)、刑事事件に係る訴訟に関する書類等を除いて、一般的に文書提出義務を負うとする(民訴法第 220 条第 4 号)とともに、刑事事件に係る訴訟に関する書類を除き、当該文書が、公務秘密文書等の文書提出義務が除外される文書に該当するかどうかを裁判所が判断をするため必要があると認めるときは、当該文書を何人にも不開示とする条件下で、文書の所持者にその提示をさせることができることとする(民訴法第 223 条第 6 項)。いわゆる「インカメラ手続」という。)等、文書提出命令制度の充実を図るものである。

具体的には、これまで、公務文書については、利益文書(申立人の利益のために作成された文書。例えば同意書等を指す。)又は法律関係文書(申立人と文書所持者との法律関係について作成された文書。例えば、契約書等を指す。)に該当するもの以外については文書提出義務を負わないものとされていたが(改正前の民訴法第 220 条第 3 号)、改正法により、公務秘密文書等を除きすべて文書提出義務を負うこととなったものである。

### 3 文書提出命令の申立後の対応

裁判所から文書提出命令の決定に先立ち審尋があった場合には、命令の対象となる文書が公務秘密文書等に該当するか否かを検討し、公務秘密文書等に該当すると判断される場合を除き文書提出に応じ、公務秘密文書等に該当すると考える場合には当該文書を提出することによって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること等を具体的に説明し、裁判所の理解を得るよう努力すること。

なお、裁判所に意見を述べるに当たっては、事前に本省担当課と十分協議すること。

### 4 調査の囑託及び文書送付囑託への対応

裁判所から上記 1 の②又は③の調査の囑託及び文書送付の囑託が行われた場合においても、関係者の同意を得るなど職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮しつつ、適宜、本省担当課と協議しながら、原則これに応じる立場で適切に対応すること。

## 第 2 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく弁護士会からの照会に対する対応

弁護士は、弁護士法第 23 条の 2 により、その受任している事件について、所属弁護士会に公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、所属弁護士会は、弁護士からの申出が適当でないとする場合を除き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされている。このため、弁護士会からの照会に対しては、このような制度が法律上認められている趣旨をも踏まえつつ適切に対応すること。また、この場合、弁護士法に基づく弁護士会からの照会は、訴訟当事者の一方の弁護士が、その受任事件を契機として、当事者の立場からなされるものであり、訴訟当事者の一方の利益のためになされるという側面があることから、その対応に当たっては、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公正中立な立場を損なう等公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが

あるか否か等の観点から、十分な検討を行うこと。

なお、弁護士はその受任事件が裁判所に係争した時点で、民訴法に基づき、裁判所に文書送付の囑託の申立又は文書提出命令の申立ができるものであることの留意すること。

基総発第0313001号  
平成14年3月13日  
改正 基総発第1122001号  
平成18年11月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

### 裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について

労働基準行政機関の保有する文書については、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連し、裁判所等からこれらの文書の開示を求められることが多くなるものと考えられることから、その対応については、平成14年3月13日付け基発第0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」の記の第1の4により、調査の囑託及び文書送付の囑託がなされた場合には、原則これに応じる立場から適切に対応することとされたところである。しかしながら、強制手続きである文書提出命令と異なり、調査の囑託及び文書送付の囑託に係る対応については、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮を要することから、具体的には下記により対応することとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

#### 記

##### 1 調査の囑託について

調査の囑託は、文書送付の囑託が書証として労働基準行政機関が保有する文書そのものの送付を求めるものであるのに対し、書証としてではなく、調査事項について文書による報告を求める点で異なるが、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮した上で、客観的事実について報告すること。

##### 2 文書送付の囑託について

###### (1) 対象となる文書

裁判所から、労働基準行政機関が保有する労働災害の発生状況等客観的事実を把握できる文書や関係者からの証言等の文書について提出を求められた場合には、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮し、適切な対応を行うべきものである。

これを踏まえ、文書送付の囑託に応じて提出する主な文書は次のとおりとすること。

###### ア 関係者からの提出文書

- (ア) 事業主から届出のあった各種報告書、就業規則届又は労使協定届
- (イ) 事業主が作成した出勤簿、賃金台帳、勤務時間表、超過勤務証明書、業務日誌等業務内容報告書、人事経歴簿、人員組織構成表、配置表又は作業手順表
- (ウ) 事業主からの回答書（業務内容、勤務実態等に関するもの）
- (エ) 定期健康診断実施結果（被災者のもの）
- (オ) 事故に関係した機器類の機能等（寸法、規格等を含む）の説明書
- (カ) 被災者又は当該被災者の親族、上司、同僚その他の関係者（以下「親族等」という。）が作成した手帳、日記、メモ等
- (キ) 労災保険の支給請求書
- (ク) 各種許認可申請書

イ 関係者からの聴取書等

被災者本人又は当該被災者の親族等の聴取書、陳述書等

ウ 労働基準行政機関が発出した文書

- (ア) 労災保険支給（不支給）決定通知書等（控）
- (イ) 是正勧告書（控）
- (ウ) 指導票（控）
- (エ) 安全衛生指導書（控）
- (オ) 主治医に対する意見照会書（控）
- (カ) 各種許認可書（控）

エ 医師の作成した文書等

- (ア) 主治医作成の診断書、診療録、レントゲン写真、検査結果又は死亡診断書
- (イ) 主治医又は専門医作成の意見書又は鑑定書
- (ウ) 公的機関からの回答書

（気象台からの回答書、検死調書等警察からの回答書）

オ 他の官公署からの各種証明書等（上記エ（ウ）に掲げるものを除く。以下同じ。）

カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

(2) 具体的手続について

強制手続である文書提出命令とは異なり、文書送付の囑託に対して労働基準行政機関が保有する上記(i)の文書を裁判所に提出するに当たっては、

- ① 文書提出者等が当該文書の一部分について開示を望まない場合には、当該部分を黒塗りして提出すること
  - ② 同意の確認に関する経過については記録すること
- に留意するとともに、それぞれ下記により対応すること。

ア 関係者からの提出文書

文書送付の囑託申立人（以下「申立人」という。）から提出された文書については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者から提出された文書については、当該者の利害に配慮する必要があることから、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうか、当該者に対し同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

と。

また、同意が得られなかった場合には、当該文書の標題のみを回答すること。

なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

#### イ 関係者からの聴取書等

申立人の聴取書等については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者の聴取書等については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮する必要があることから、次の手順により処理すること。

(ア) 聴取した者に対し、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行うこと。

(イ) 同意が得られた場合には聴取書等の写しを裁判所に提出することとするが、同意が得られない場合にはその旨、次の例を参考に文書により裁判所に回答すること。

「〇月〇日、文書送付の囑託のあった件につき、〇〇ほか〇名の聴取書(写)を別添のとおり送付します。なお、〇名については本人の同意が得られなかったため提出は差し控えます。」

\* 同意の得られなかった者についてはその人数のみを回答すること。ただし、同意しない者が訴訟の相手方当事者であるときは、同意しない者の氏名を秘匿する必要がないので、この場合は相手方当事者の氏名を回答して差し支えないこと。

#### ウ 労働基準行政機関が発出した文書

労働基準行政機関が、申立人に発出した文書については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

申立人以外の者に発出した文書については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮する必要があることから、上記イの手順に準じて処理すること。

#### エ 医師の作成した文書等

医師の意見書等の文書については、医師等が職務上知り得た事実で秘密にすべき事項が含まれている場合があるため、当該医師等に対し、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行った上で、同意が得られた場合のみ、その写しを提出すること。

なお、同意が得られなかった場合には、上記イの(イ)の手順に準じて処理すること。

#### オ 他の官公署からの各種証明書等

基本的には他の官公署において提出を判断すべきことであるが、災害発生後相当期間経過し、当該証明書等を保有していないなど、当時の証明等を改めて当該官公署から求めることが困難な場合に限り、労働基準行政機関が文書提出に協力すること。

#### カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

労働基準行政機関の職員が作成した復命書等の文書に係る文書送付の囑託がなされた場合には、当該文書の記載内容に応じて個別に対応すること。

文書提出の範囲は、原則として、①調査担当官が職務上知ることができた事業場等にとっての私的な情報に関する部分とし、②行政内部の意思形成過程に関する情報の部分については、黒塗りして提出すること。

なお、①の情報に該当するもののうち、申立人に係る情報については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、該当部分について提出することとなるが、申立人の相手方当事者に係る情報については、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行い、同意が得られなかった部分については、公知の事実を除き、提出しないこと。申立人及び申立人の相手方当事者以外の第三者を特定する情報については、同意確認が困難であることから、黒塗りして提出すること。

同意確認に際して、対象文書そのものの提示が困難である場合には、提出対象とされる各情報の項目を列挙して提示をするなど、包括的な方法によらざるを得ないものであることから、同意の判断に当たっては、守秘義務の観点から慎重に行う必要があることに留意すること。

また、関係者から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分や、医師の作成した文書等からそのまま記載又は引用されている部分については、当該部分について、上記(2)のイないしはエと同様に取り扱うこと。

#### (3) 担当裁判所書記官等への説明等

上記の(2)の結果、文書を提出することができない場合及び申立人からの申出の内容に照らし、十分応えることができない場合には、担当裁判所書記官等に対してその理由を詳しく説明し、理解を得るべく努めることが肝要であること。

また、このような場合であっても、調査内容における客観的事実についての回答をすることにより対応が可能である場合には、記の1に準じて対応すること。

### 3 本省との協議について

調査の囑託又は文書送付の囑託がなされ、本省と協議を行う必要がある場合には、それぞれの業務所管課に対して行うこと。

なお、都道府県労働局労働基準部所管課及び総務部労働保険徴収主務課（東京労働局にあっては労働保険徴収部所管課）が本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、裁判所が文書提出命令の決定に先立って行う審尋において意見を述べるに当たって事前に協議する場合も同様とすること。

事 務 連 絡  
平成19年3月28日

都道府県労働局労働基準部  
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課  
労 災 保 険 審 理 室 長

審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について

標記については、平成19年2月23日付け基労発第0223001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の第7の1の(4)により、労災保険審査請求事務取扱手引(以下「手引」という。)を改訂するまでの間の審査請求事務に当たっての留意事項については別途指示するとされたところであるが、当該別途指示については下記のとおりとするので、従前の手引きとともに、本事務連絡に留意し適正な事務処理を実施されたい。

記

1. 審査請求に係る労災補償課長等の事務について

(1) 労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

ア 労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案等において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。

イ 脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等(例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待ち時間が長いもの)が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。

ウ 精神障害等事案については、具体的出来事の評価、心理的負荷の強度の修正や職場の出来事に伴う変化等の評価に関して、労働時間のみならず、次に掲げる観点からの評価が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

① 心理的負荷の強度の修正に関しては、具体的な業務の内容とその困難度、当該業務と被災者の能力や経験とのギャップの程度等(例えば新入社員と中堅社員を同僚労働者等として比較、評価していないかなど)

② 職場の出来事に伴う変化等の評価に関しては、労働の密度の変化、具体的支援の有無等

エ 医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容（傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど）、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。

オ 検証に当たっては、チェックポイント（全国労災保険審査官会議で配布）を活用すること。

カ 労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。

(2) 検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、労災保険審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないように、管下労働基準監督署に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講じること。

(3) 上記(1)の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに労災保険審査室あて相談すること。

## 2 審査請求に係る労災保険審査官の事務について

(1) 労災保険審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、特に以下に留意すること。

ア 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、関係書類の提出を原処分庁に求めること。

イ 原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、チェックポイント等を活用し、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審査計画を作成すること。

ウ 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審査を進めること。

エ 原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。

オ 上記エの調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

(2) 決定書の作成について

決定書は、可能な限り簡潔・明瞭なものとする。具体的には、下記を参照すること。

ア 判断要件は「別紙のとおり」と記載し、添付する形式をとること。

イ 認定した事実は、判断の根拠として採用したものだけを記述すること。

ウ 聴取書等における申述者の氏名は記載せず、「主治医」、「専門医」、「労災医員」及び「事業場関係者」等の記述にとどめること。

エ 医師意見書の記載に当たっては、簡潔・明瞭に要旨を記載すること。

オ 棄却決定の場合、結論部分において請求人の主張意見を採用しなかった理由を可能な限り簡潔・明瞭に記述すること。

- 3 審査請求に係る原処分庁の事務について  
原処分庁は、意見書の作成に当たっては、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。
- 4 再審査請求に係る労災補償課長等の事務及び原処分庁の意見書作成等について
  - (1) 労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であって、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記1に準じた検証を行うこと（本事務連絡発出前の未検証の前述事案も同様とする。）。
  - (2) 労働保険審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は労災保険審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は労働保険審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。
  - (3) 労災補償課長は、原処分庁から労働保険審査会への意見書及び関係資料、労災保険審査官から労働保険審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。
- 5 局管理者の進行管理について  
労災補償課長は、労災保険審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について労災保険審査官に助言・指導すること。
- 6 その他
  - (1) 労災補償課長及び労災保険審査官は、審査・再審査関係業務において疑義が生じたときには、随時、労災保険審理室あて相談すること。
  - (2) 局の実情（審査請求件数が多い、他の労災補償業務との関係等）により、本事務連絡の弾力的な運用が必要と思われる場合、労災補償課長は、労災保険審理室あて相談すること。
  - (3) 平成19年度新任審査官研修についても、本事務連絡を踏まえた内容で実施することとしていること。

地発第 0331016 号  
基発第 0331023 号  
平成20年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
(公印省略)

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

#### 労災保険専門調査員の配置について

労災保険給付実地調査員については、「労災保険給付実地調査員規程（平成13年厚生労働省訓第51号）」及び平成元年5月29日付け基発278号「労災保険給付実地調査員について」に基づき、労災保険に係る不正受給を防止するため労働基準監督署に配置してきたところであり、また、労災保険審査専門調査員については、「労災保険審査専門調査員規程（平成13年厚生労働省訓第53号）」及び平成2年6月8日付基発第344号「労災保険審査専門調査員について」に基づき、労働者災害補償保険審査官を補助し労災保険給付に関する決定を不服とする審査請求に係る事務処理の迅速化を図るため都道府県労働局に配置してきたところである。

今般、効率的な業務運営を図るため、都道府県労働局の実情に応じた配置が可能となるよう、労災保険給付実地調査員及び労災保険審査専門調査員を統合し、新たに労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）を設置することとしたところである。

については、平成20年度より別紙1「労災保険専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）」及び別紙2「労災保険専門調査員設置要領」に留意し、調査員の設置の所期の目的を達成するよう配慮するとともに、効果的な業務運営に努められたい。

なお、平成元年5月29日付基発第278号「労災保険給付実地調査員について」及び平成2年6月8日付基発第344号「労災保険審査専門調査員について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。

労災保険専門調査員規程を次のように定める。

平成20年3月27日

厚生労働大臣 舛添 要一

労災保険専門調査員規程

(設置)

第1条 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付(以下「保険給付」という。)の適正化を図るため、並びに同法第38条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法(昭和22年法律第49号)第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務(以下「審査事務等」という。)の迅速な処理に資するため、都道府県労働局及び労働基準監督署に労災保険専門調査員(以下「調査員」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 調査員は、保険給付に係る業務又は審査事務等に深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第3条 労働基準監督署に置かれた調査員は、労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

(1) 偽りその他不正の行為による保険給付の受給を防止し、及び早期に発見するための調査及び情報の収集に関すること。

(2) 偽りその他不正の行為による保険給付の受給を防止するための医療機関、事業主団体等に対する啓発及び指導に関すること。

2 都道府県労働局に置かれた調査員は、労働者災害補償保険審査官の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

(1) 審査事務等の処理に必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。

(2) 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第15条第1項第3号の規定による鑑定又は同項第5号の規定による医師の診断についての同項第3号の鑑定人又は同項第5号の医師との連絡に関すること。

(任期等)

第4条 調査員の任期は、1年とする。

2 調査員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 調査員及び調査員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 調査員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、調査員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 「労災保険専門調査員設置要領」

労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）の配置については、「労災保険専門調査員規程」（平成20年厚生労働省訓第52号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

## 1 職務

労働基準監督署（以下「監督署」という。）に置く調査員は、労働基準監督署長の指示を受けて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の適正化を図るため、次の第1号、第2号及び第3号に掲げる事務を行い、都道府県労働局に置く調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて、同法第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち、次の第4号及び第5号に掲げる事務を行う。

- (1) 労災保険給付に係る不正受給を防止し、並びに早期に発見するための被災労働者、事業主及び医療機関等に対する調査に関すること。
- (2) 不正受給に関する電話、郵便、風評等による情報の収集及び確認に関すること。
- (3) 不正受給の防止のための事業主及び医療機関等に対する指導、啓発に関すること。
- (4) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は医師との連絡に関すること。

## 2 委嘱

調査員は、非常勤とし、次の要件を具備したもののうちから都道府県労働局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、監督署の行う業務又は審査官が行う業務に深い関心と理解をもつ者であって各業務に積極的に協力する熱意を有するとともに、相当長期にわたって労災保険業務の経験を有すると認められる者であること。
- (2) 調査員に委嘱されることにより自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて調査員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

## 3 任期等

調査員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において調査員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残

留任期とする。

なお、調査員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

#### 4 報酬

調査員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

#### 5 遵守義務

調査員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 調査員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

#### 6 発令手続

調査員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

##### (1) 委嘱の場合

イ 局長は調査員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1）1通
- ② 履歴書（様式2）1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱をしたときは、労災保険専門調査員証票（様式6）（以下「調査員証票」という。）を交付すること。

##### (2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

##### (3) 解職の場合

イ 局長は、調査員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 解職辞令（写）（様式4）1通

なお、調査員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

ロ 局長は、調査員を解職したときは、調査員証票を遅滞なく返納させること。

##### (4) 公務災害

調査員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

##### (5) 執務準則

調査員が、その業務を行うに当たっては、別紙「労災保険専門調査員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

労災保険専門調査員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現住所  
氏名  
生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業  
(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日  
(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、  
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式3

氏 名

労災保険専門調査員を委嘱する。

任期は、 年 月 日 までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

				氏		名		
労災保険専門調査員の委嘱を解く。								
					年	月	日	
				〇〇労働局長	氏		名	印

様式5

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印  
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため  
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局（又は労働基準監督署）  
労災保険専門調査員

氏 名

様式 6 (表面)

第 号

労災保険専門調査員証票

氏名 ○ ○ ○ ○ ( 歳 )  
○○ 年 月 日生  
住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記の者は労災保険専門調査員であることを証明する  
平成 年 月 日

○○労働局長 印

( B 8 版 )

様式 6 (裏面)

(注 意)

1. この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
2. この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または推進員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
5. この証票の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

( B 8 版 )

(注) この証票については本省において印刷別途管理換する。

「労災保険専門調査員執務準則」

- 1 労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「労災保険専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）」によるほか、この労災保険専門調査員執務準則によらなければならない。
- 2 労働基準監督署（以下「監督署」という。）に置く調査員は、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次の第1号、第2号、第3号に掲げる業務を行い、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に置く調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち次の第4号及び第5号に掲げる業務を行う。
  - (1) 労災保険給付に係る不正受給を防止し、並びに早期に発見するための被災労働者、事業主及び医療機関等に対する調査に関すること。
  - (2) 不正受給に関する電話、郵便、風評等による情報の収集及び確認に関すること。
  - (3) 不正受給の防止のための事業主及び医療機関等に対する指導、啓発に関すること。
  - (4) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
  - (5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は医師との連絡に関すること。
- 3 監督署に置く調査員は、一方的見解又は誤った法令解釈による指導及び調査を行うと、当事者に不足の損害を与えるおそれがあるばかりでなく、監督署の行う業務に重大な支障をきたす結果となるので、調査員は、常に署長の指示を受けて適正な指導及び調査を行わなければならない。

また、労働局に置く調査員は、その職務の遂行に当たっては、審査事務等の公正に関する社会的信頼を傷つけることのないよう、審査官の指示を受けて誠実にその職務を行わなければならない。
- 4 監督署に置く調査員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度署長に報告し、その処理について署長の指示を受けなければならない。
  - (1) 当該事案の内容が、労災保険給付に係る不正受給であるとき、又はその疑いがあるとき
  - (2) 自らその調査に当たることが適当でないと判断したとき

- (3) 当該事案の内容が、他の行政機関に関係すると認められたとき
- (4) 当該事案の当事者に、調査を拒否されたとき
- (5) その他事案の内容から判断して、署長の指示を受ける必要があると認められるとき

5 調査員は、2に掲げる業務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（別添様式）を遅滞なく署長又は審査官に提出するものとする。

6 調査員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 調査員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- (5) 庁外活動を行う場合には、身分を示す証票を携帯すること。
- (6) 監督署に置く調査員は、署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条の規定により同法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、関係者に質問し、若しくは帳簿書類を検査し、又は同法49条の規定により物件を検査する場合には、労働者災害補償保険法第48条及び第49条に規定するその身分を証明する証票を携帯すること。

様式

労災保険専門調査員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働局労働者災害補償保険審査官

〇〇労働基準監督署長

殿

〇〇労働局(又は労働基準監督署)

労災保険専門調査員

氏

名

印

労災保険審査業務

労災保険に係る不正受給防止業務

について、平成 年 月 日

庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容

平成22年3月29日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課労災保険審査室長

「審査請求文書受付・送付簿」の電子化様式について

「審査請求文書受付・送付簿」については、平成18年3月15日付け事務連絡「四半期審査請求処理状況等報告」の廃止並びに審査様式第36号「審査請求文書受付・送付簿」(写)の提出についてにより四半期ごとに郵送で提出するよう指示しているところであるが、労働者災害補償保険審査官の事務簡素・合理化を図る必要があるため、電子媒体によることとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 電子媒体での提出の開始時期  
平成22年度第1四半期とする。
- 2 留意事項
  - (1) 平成22年度以降の「審査請求文書受付・送付簿」は、別途労働基準行政システムの全国掲示板に掲載する別添1の様式(「決定区分」欄等に記入されていた併合等の情報を記入するため、「併合等」欄及び「備考」欄を設けたExcelファイル)に記入し、当室審査第1係あてにメールで送付すること。なお、記入にあたっては、別添2の「審査請求文書受付・送付簿様式の記入方法」を参照し、「差出人名・受取人名」を削除したファイルを送付すること。
  - (2) 平成21年度以前の「審査請求文書受付・送付簿」については、局で使用していた既存のファイルをメールで提出すること。なお、手書きで作成していた場合、PDFファイルに変換した上で、メールで提出すること。
  - (3) 別添3「争点」欄の略語の対照表のとおり略語を一部変更するので、平成22年度以降の受付事案について使用すること。
- 3 提出時期
  - 第1四半期(4月～6月)分 → 7月5日
  - 第2四半期(7月～9月)分 → 10月5日
  - 第3四半期(10月～12月)分 → 1月5日
  - 第4四半期(1月～3月)分 → 4月5日
- 4 集計結果  
提出された「審査請求文書・受付送付簿」を当室において集計し、審査関係統計表として周知する。

基 発 1 2 2 7 第 1 号  
平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日  
改 正 基 発 0 7 1 0 第 5 号  
平成 2 6 年 7 月 1 0 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、  
不支給決定等の処分性について

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づく社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業。以下「社復事業」という。）として行われる事業に係る支給、不支給決定（承認、不承認を含む。）（以下「支給決定等」という。）については、これまで、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものとして取り扱ってきたところである。

しかしながら、最高裁判所において、同事業として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続きにより支給する仕組みとなっていること等から、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の労災就学援護費の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるため、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示されたところである。

そこで、社復事業のうち、判示された労災就学援護費以外の事業を見直したところ、下記 1 に掲げるものについては、今後、処分性があるものとし、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、「労災就学等援護費に関する審査請求の当面の取扱いについて」（平成 1 5 年 9 月 1 1 日付け基労補発第 0 9 1 1 0 0 1 号）は廃止する。

記

1 処分性を認める具体的な支給決定等

処分性を認める支給決定等は次のとおりとすること。

- (1) 労災就学援護費の支給又は不支給
- (2) 労災就労保育援護費の支給又は不支給
- (3) 義肢等補装具費の支給の承認又は不承認
- (4) 外科後処置の承認又は不承認
- (5) アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付
- (6) アフターケア通院費の支給又は不支給
- (7) 労災はり・きゅう施術の承認又は不承認
- (8) 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認
- (9) 休業補償特別援護金の支給又は不支給
- (10) 長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給
- (11) 振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給
- (12) 労災療養援護金の認定又は不認定

## 2 処分性を認めることによる効果

(1) 上記1の支給決定等は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条に規定する抗告訴訟の対象となること。

したがって、同法第2章の規定の適用があり、不支給決定等を受けた被災労働者等は国に対して取消訴訟を提起することができるほか、出訴期間の制限（同法第14条）等の適用を受けること。

また、同法第46条の適用も受けるので、同条の定めるところにより取消訴訟の提起に関する事項の教示が必要になること。

(2) 上記1の支給決定等は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条第1項に規定する「処分」に該当するが、労災保険法第38条に規定する「保険給付に関する決定」には該当しないこと。

(3) 上記1の支給決定等は、行政手続法（平成5年法律第88号）で定める「申請に対する処分」にも該当するため、審査基準の設定（同法第5条）、不支給決定する場合の理由の提示（同法第8条）、審査の進行状況等や申請に必要な情報の提供（同法第9条）など、同法第2章に規定する関係規定の適用を受けることになること。

## 3 標準処理機関

上記1の支給決定等の標準処理機関は、1か月とすること。

## 4 関係通達の改正

関係通達を別紙1から6までのとおり改めること。（省略）

## 5 経過措置

この通達に定める取扱いは、本通達発出後に行う支給決定等について適用するものであること。

ただし、本通達発出日以前に、本通達による改正前の「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領（平成19年4月23日付け基発第0423002号）」に基づき「健康管理手帳交付報告書」を作成した場合には、なお従前のとおり事務を行うこととする。

基 発 1 2 2 4 第 9 号  
平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労災保険給付における個人番号の利用に係る事務処理について

労災保険給付において、社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、個人番号の利用に係る事務処理については、別添の「労災保険給付個人番号利用事務処理手引」によることとしたので、取扱いに遺漏なきを期されたい。

## 労災保険給付個人番号利用事務処理手引

### 1 本手引の位置付け

本手引は、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の導入により平成28年1月より変更が生じる労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による年金たる保険給付に関する事務（以下「労災年金事務」という。）の事務処理のうち、特定個人情報（※1）等（※2）の適正な取扱いについて具体的な実施方法を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び同法第4条及び個人情報保護に関する法律第51条に基づき定められた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「ガイドライン」という。）の規定（※3）に基づき、特定個人情報等の具体的な取扱いについて定めるものである。

※1 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

※2 個人番号及び特定個人情報をいう。

※3 特定個人情報に関する安全管理措置 ②B

### 2 労災年金事務における特定個人情報等の取扱い

#### (1) 概要

特定個人情報等の利用及びその保護などに関して規定する番号利用法は、個人情報保護における一般法に対する特別法として位置付けられており、個人番号と紐づかない保有個人情報よりも厳格な保護措置を講じる枠組みとなっている。

したがって、特定個人情報等について安全管理措置を講ずるにあたっては、従来規定されていた行政機関個人情報保護法等関係法令、行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省等における情報セキュリティポリシーの遵守を前提に、番号利用法、厚生労働省における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及びガイドラインを遵守することが必要となる。

また、行政機関は、特定個人情報等の保有に先立って、特定個人情報等の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を実施することとされており、労災保険給付に関する事務のうち特定個人情報等を取り扱う労災年金事務においても、特定個人情報保護評価書を作成及び公表しているところである。特定個人情報等について安全管理措置を講ずるにあたっては、当該評価書に記載されたリスク対策等を実施することも必要となる。

#### (2) 基本的な姿勢

番号利用法第15条において、予め番号利用法において個人番号の提供を求めることができるとされている場合を除き、何人も他人に対し個人番号の提供を求めてはならないとされていることから、職員は次の基本姿勢をもって、労災保険給付事務に係る事務処理を行うことが必要である。

- ① 個人番号欄が追加される年金給付に係る各種請求書又は届（以下「請求書等」という。）以外の手続きにおいて、個人番号を収集してはならない。
- ② 特定個人情報等を外部に持ち出してはならない。

#### (3) 労災年金事務における具体的な取扱い

労災年金事務においては、主に請求書等の受付及び審査（※）で特定個人情報等を取り扱う

こととなる(※)。特定個人情報等の取扱いに当たっては、「厚生労働省保有個人情報管理規程」、「都道府県労働局保有個人情報管理規程準則」などの保有個人情報に関する規定や、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム管理規程」、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」(以下「運用管理要領」という。)などの情報セキュリティに関する規定など、既存の労災年金事務に関する規定を遵守した上で、下記(4)以降に記載した平成28年1月より変更が生じる労災年金事務の事務処理における特定個人情報等に関する具体的な取扱いを遵守すること。

※ 支給決定通知書等各種通知書には特定個人情報等の印字は行わない。

※ 労災年金事務において取り扱う書類のうち、個人番号が記載されるのは、基本的に請求書等と、個人番号を労災行政情報管理システム(以下「労災システム」という。)に登録した際に出力する本人確認情報照会結果リストの2つである。

#### (4) 特定個人情報等の事務取扱担当者

特定個人情報等の事務取扱担当者は、厚生労働本省(以下「本省」という。)、都道府県労働局(以下「局」という。)及び労働基準監督署(以下「署」という。)の職員及び非常勤職員(以下「職員等」という。)のうち、労災年金事務において特定個人情報等を取り扱う職員等とする。具体的には、本省労働基準局労災管理課、補償課及び労災保険業務課並びに局労災補償課及び署労災担当課などの職員等のうち、労災年金事務において特定個人情報等を取り扱う者が事務取扱担当者となる。ただし、例えば署の労災担当課以外の職員等が労災年金事務に係る請求書等を受け取ることがある場合など、例示に記載のない場合であっても、労災年金事務において特定個人情報等を取り扱う者は事務取扱担当者となる。

また、労災年金事務のうち、個人番号の登録や個人番号をキー情報とした地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)からの機構保存本人確認情報(本人の住民票情報(氏名、市町村コード、住所、性別、生年月日、生存状況、異動事由、異動年月日)及び本人と同一住所の住民情報(同一住所の住民の氏名、性別、生年月日、異動事由、異動年月日))の取得などの機械処理は、特定個人情報等の保護の観点から、労災システムに登録された「個人番号事務処理権限」に係るユーザ情報により業務処理権限が制御されるので、これらの機械処理の取扱いの有無に応じて、適切にユーザ情報の申請(※)を行うこと。

※ ユーザ情報の申請は、運用管理要領を参照。

#### (5) 特定個人情報等の取扱いに関する監督

管理者(局においては労災補償課長、署においては労働基準監督署長、労災担当課長などが該当する。)は、下記3以降に記載した平成28年1月より変更が生じる労災年金事務の事務処理において具体的に定めた事務取扱担当者の特定個人情報等に関する取扱いについて、必要かつ適切に監督を行うこと。

また、新たに事務取扱担当者になる者については、本手引における特定個人情報等の具体的な取扱いについて、研修を行うこと。

なお、管理者は労災システムの「個人番号アクセス記録検索画面」より、事務取扱担当者の労災システムに保存された特定個人情報ファイルへのアクセス記録を確認することができるので、定期的に又は随時、確認すること。

### 3 個人番号の収集

請求人又は届出人(以下「請求人等」という。)から請求書等が提出された場合の個人番号の確認等の取扱いは次のとおりとする。個人番号は労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という。)に定められた請求書等の提出に当たり必要な記載事項であることから、空欄の場合は記載を求めること。

なお、休業(補償)給付支給請求書など個人番号欄が追加されない請求書等の手続きでは、個人

番号の提供を求めることができないことに留意すること。

また、労災年金事務以外の事務に関する提出書類に個人番号の記載がある場合は、下記9「その他の留意事項」によること。

(1) 請求書等に記載された個人番号の確認

請求書等の個人番号欄に請求人等の12桁の個人番号が記載されていることを確認すること。その上で、下記4により本人確認を行うこと。

(2) 請求書等の個人番号欄に記載がない場合又は記載に不備がある場合の対応

① 請求書等が署の窓口で提出された場合は、その場で請求人等に個人番号の記載又は修正を求めること。ただし、個人番号の記載がない場合又は記載に不備がある場合でも、請求書等は受け付けて差し支えないこと。

② 下記4の本人確認書類を請求人等が添付しており、当該本人確認書類に個人番号の記載がある場合は、これにより請求書等を職権で補正すること。なお、電話照会による補正は、漏えい事故等防止のため禁止する。

③ ①及び②が困難な場合は、原則として、請求人等から聴取等を行う機会を捉え、個人番号の記載又は修正を求めることとし、個人番号欄の不備のみでの不備返戻は行わないこと。なお、個人番号以外の記載事項及び記載内容にも不備があり、請求人等に不備返戻を行う場合に限り、その機会に個人番号についても記載又は修正を求めて差し支えないこと。不備返戻を行う際は、請求人等に対して、

ア 請求人等が個人番号を記載した請求書等を提出する場合は、追跡可能な簡易書留郵便などを利用すること

イ 手渡しにより提出する場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようにすること

を教示すること。その際、請求人等が当該教示に従うか否かは、最終的に請求人等の判断に委ねられることに留意すること。

また、署が請求人等に対して個人番号が記載された請求書等を郵送、手渡しする場合も、上記ア及びイと同様に対応すること。

④ 個人番号は国内に住民票を有しない外国籍の者(※)には付番されないため、この場合は個人番号の記載を求める必要はないこと。

※ 外国籍の者でも、中長期在留者や特別永住者等の住民票を有する者がいることに留意すること。

⑤ 請求書等の審査においてJ-LISに対して機構保存本人確認情報の照会が必要ない場合(※)は、あらかじめ個人番号の記載を求める必要はないこと。

※ 機構保存本人確認情報が審査に不要の場合や、機構保存本人確認情報を住民票の写しなどの書類で確認する場合

⑥ ⑤に該当する場合でも、年金給付の支給決定を行う場合は、原則、それまでの間に個人番号を収集すること。

⑦ 遺族(補償)年金の請求書については、請求人のほか、死亡労働者に係る個人番号の記載が必要となるが、死亡労働者の個人番号は住民票の除票(個人番号入り)によって確認することができるので、請求人が死亡労働者の個人番号カード又は通知カードの所在を知らない場合などは、請求人に案内すること。

ただし、遺族(補償)年金の請求書の審査において、J-LISに対して死亡労働者の機構保存本人確認情報の照会が必要ない場合(※)は、あらかじめ死亡労働者の個人番号の記載を求める必要はないこと。

※ 死亡労働者の機構保存本人確認情報が審査に不要の場合(死亡労働者の個人番号により生計維持関係(同一住所の住民)を確認する必要がない場合)や、機構保存本人確認情報を住民票の写しなどの書類で確認する場合

⑧ ①から③により請求人等が個人番号の記載を拒むなど個人番号の提供を受けられない場

合で、④、⑤及び⑦のただし書きにも該当しない場合は、下記（3）によること。

- (3) 請求人等が個人番号の記載を拒んだ場合など個人番号の提供を受けられない場合の対応  
国民の労災年金における手続きの簡素化（添付資料の省略など。下記6参照）、保険給付の適正化などマイナンバー制度の趣旨や、請求書等に必要な記載事項であることを説明し、個人番号の記載を求めること。  
それでもなお、個人番号の記載に理解を得られない場合は、下記（4）により職権によって個人番号を取得すること。

(4) 職権による個人番号の取得

- ① 請求人等に対して、職権により（※）個人番号を取得する旨を説明すること。
- ② 請求人等又は死亡労働者の住民票における基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日を指す。以下同じ。）を（署において把握していない場合は、住民基本台帳法第12条の2に基づき職権により地方自治体から住民票の写しを入手した上で）申請様式（資料1.11頁参照。）により、局労災補償課を経由して、本省労働基準局労災保険業務課年金班に申請すること。
- ③ 本省では、報告された基本4情報に対応する個人番号をJ-LISに対し照会を行い、一定期間中に照会結果の個人番号を労災システムに登録する。また、個人番号の登録を行った旨を局労災補償課に通知する。

なお、J-LISから個人番号を取得した場合は、下記4の本人確認措置を実施する必要はないこと。

※ 番号利用法第14条第2項の規定に基づき、J-LISから個人番号を含む機構保存本人確認情報を取得すること。

（番号利用法第14条第2項）

個人番号利用事務実施者は、その保有する個人に関する4情報を基に、その者の個人番号をJ-LISに照会することができる。

#### 4 本人確認措置

(1) 本人確認の方法

番号利用法第16条その他の規定に基づき、請求人等から請求書等により個人番号の提供を受ける場合には、次により本人確認を行うこと。なお、本人確認書類の範囲、本人確認書類以外の本人確認の方法、本人確認書類の該当性など本人確認措置の詳細については資料2（12頁参照。）によること。

- ① 個人番号が記載された請求書等を署の窓口で受け取る場合の本人確認は、原則として、本人確認書類の提示又は本人確認書類若しくはその写しの提出を受けることにより行うこと。また、個人番号が記載された請求書等を郵送で受け取る場合は、本人確認書類若しくはその写しの提出を受けることにより行うこと。

本人確認書類の提示を受けた場合は、請求書の余白に、確認した本人確認書類の名称を記載すること。本人確認書類又はその写しの提出を受けた場合は、当該書類を請求書等と共に保管すること。

- ② 本人確認は、次の2つの確認を行うこと（個人番号カードは、これらの確認を同時に行うことができるものである。）。

ア 個人番号確認（正しい個人番号であることの確認）

例えば、平成27年10月以降に郵送されている通知カード、個人番号が記載された住民票の写し及び住民票記載事項証明書等により行うことができる。

イ 身元（実在）確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）

例えば、運転免許証、運転履歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード及び特別永住者証明書等により行うことができる。

なお、本人確認書類については、偽造並びに改ざんされたものでないことについても確認すること。

- ③ 個人番号の提供を代理人から受ける場合の本人確認は、次の3つの確認を行うこと。
  - ア 代理権の確認
  - イ 代理人の身元（実在）確認
  - ウ 請求人等の番号確認
- ④ 事業主が請求人等の代理人として請求書等を提出する場合の本人確認の方法の例は次のとおりであること。
  - ア 代理権の確認は、委任状により確認すること。委任状により確認することが困難な場合は、請求書等に請求人等及び事業主の住所、氏名及び押印があることにより確認すること。
  - イ 代理人である事業主の身元（実在）確認は、当該事業主の保険関係が成立していることを確認し、当該事業主が被災労働者が所属する事業場の事業主であることについて、保険関係成立届や年度更新申告書、労働保険代理人選任・解任届等の適用徴収関係書類に押印された事業主印が請求書等に押印されているものと同じであることにより確認すること。
  - ウ 請求人等の番号確認は、請求人等の通知カードなどにより確認すること。
- ⑤ 社会保険労務士（以下「社労士」という。）が本人に代わって請求書等を提出する場合の本人確認の方法の例は次のとおりであること。
  - ア 代理人である社労士の代理権の確認は、請求書等のチェックボックスにチェックが入っていることにより確認すること。
  - イ 代理人である社労士の身元（実在）確認は、社労士証票（写真入り）により行うこと。
  - ウ 請求人等の番号確認は、請求人等の通知カードなどにより行うこと。
- ⑥ 遺族（補償）年金の請求書に係る死亡労働者の個人番号は、番号利用法に定められた本人確認を行う必要はないが、死亡労働者の個人番号を確認するため、死亡労働者の個人番号カード、通知カード又は個人番号の記載のある住民票の除票の写しの提示、提出を受けること（※）。

※ 死亡労働者の個人番号の提供を受ける際は、番号利用法第16条の規定は及ばないが、死亡労働者の個人番号は、労災則第15条の2第1項第1号に定められた請求書の記載事項であるため、この記載事項を確認する書類として、上記書類の提示、提出を求めるもの。なお、上記の書類の提示、提出を受けられない場合は、下記5の個人番号の登録の際に、J-LISから取得した機構保存本人確認情報により個人番号の確認を行うこと。
- ⑦ 本人確認書類の提示、提出がない場合でも、請求書等は受け付けて差し支えないこと。この場合においても、受付当日又は翌開庁日までに請求書等の入力を行う必要があるが、個人番号に係る情報を除き労災システムへの登録を行い、個人番号については、本人確認措置を完了した後に行うこと。
- ⑧ 事業主や社労士など請求人等以外の者から、窓口又は郵送により請求書等の提出を受ける場合は、次により本人確認を行うこと。
  - ア 原則として、上記③の請求人等の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認を行うこと。
  - イ 事業主や社労士など請求人等以外の者が、請求人等の依頼により請求書等の提出のみを行う場合は、当該請求書等は請求人等から提出されたものとして、本人確認を行って差し支えないこと。

## (2) 請求書等に本人確認書類の提示、提出がない場合の対応

- ① 請求人等から個人番号の提供を受ける際、本人確認書類の提示、提出がない場合は、請求人等に対し、マイナンバー制度において個人番号の提供を受ける場合には本人確認が義務付けられている旨を説明し、本人確認書類の提示、提出を依頼すること。
- ② 請求人等が本人確認書類を提示、提出しない理由が、(1)の②に例示した代表的な本人確認書類を所持していないことによる場合は、本人確認書類（資料2。12頁参照。）のなかで

提示、提出可能なものがないか、請求人等に確認すること。

- ③ 個人番号確認（代理人の場合の本人の番号確認も含む）は、下記5①のJ-LISに係る機構保存本人確認情報の確認に代えて差し支えないこと。
- ④ 身元（実在）確認は、過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚（見て判断）すること等により、個人番号の提供を行う者が本人（もしくは本人の代理人）であることが明らか場合は、不要であること。
- ⑤ ②において提出可能な本人確認書類がない場合又は請求人等が本人確認書類の提示、提出を拒んだ場合で、③及び④によっても本人確認が行うことができない場合は、上記3の(4)の職権による方法で個人番号を取得すること。

### (3) 労災年金事務に関して電話で照会があった場合の対応

労災年金の請求人、受給権者等から電話で照会があった場合、年金証書番号や、氏名、生年月日等の個人を特定する情報を聴取することが必要となるが、特定個人情報保護の観点から、個人番号は電話で聴取してはならないこと。

ただし、本人が希望する場合には、本人から個人番号の提供を受け、その個人番号を基に特定個人情報ファイル（労災システムなど）の個人情報を検索して差し支えない。この場合、本人確認は次により行うこと。

- ① 個人番号確認は、過去に本人確認の上作成した特定個人情報ファイルを確認（労災システムの検索など）すること。
- ② 身元（実在）確認は、請求書等記載事項など保険給付に関する情報のうち複数の事項（請求人等の氏名、生年月日、住所など本人しか知り得ない事項）を申告させて確認すること。
- ③ 代理人からの問合せについては、代理人と本人の関係（社労士、事業主など）についても確認すること。
- ④ 個人番号をメモした場合は、問合せに係る対応が終了次第速やかに、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーを利用するなどして廃棄すること。

## 5 個人番号の登録

収集した個人番号は次により労災システムに登録すること（※）。

- ① 収集した個人番号は、労災システムの本人確認情報照会画面から打鍵入力し、J-LISから当該個人番号に対応する機構保存本人確認情報を取得すること。その際、請求書等に記載された請求人等の基本4情報について、J-LISから取得した機構保存本人確認情報と突合し、相違がないか確認すること。
- ② 相違がある場合、住所地番の表記ゆれ（〇丁目〇番地〇号が〇-〇-〇となっている場合や、ローマ数字、漢数字の違いなど）など軽微なものを除き、相違が生じている理由を請求人等に照会するなどして、確認すること。
- ③ 確認の結果、相違が生じている理由と、当該個人番号が正しいことが確認できた場合は、相違が生じている理由を、労災システムの個人番号登録画面の備考欄に打鍵入力して登録すること。
- ④ J-LISから取得した機構保存本人確認情報及び上記の確認結果である本人確認情報照会結果リストを労災システムから出力し、請求書等に添付すること。  
※ 詳細は「労災保険業務機械処理事務手引（共通業務及び年金・一時金業務）」を参照。
- ⑤ 労災年金の支給決定に必要な調査が終了した時点で、個人番号が把握できていない、本人確認ができていないなど個人番号の登録が行えない場合は、個人番号の把握等を待つことなく、労災年金の支給決定を行うこと。なお、労災年金の支給決定後は、個人番号の登録を速やかに行うこと。

## 6 添付資料の省略

請求人等から収集した個人番号によりJ-LISから機構保存本人確認情報を取得することができる場合の住民票の写し等の添付資料については、平成27年9月29日付け基発0929第9号及

び平成27年12月8日付け基発1208第2号に基づき、下記のとおり省略できるので、該当する場合（該当が見込まれる場合も含む）は、その旨を請求人等へ説明すること。

(1) 平成27年9月29日付け基発0929第9号関係

J-LISから、機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、次のアからウに掲げる死亡の事実を証明できる書類などの添付資料を省略できること。

ア 死亡の事実を証明できる書類

(労災則第10条第3項、未支給の保険給付（年金給付）支給請求書の手続）

イ 住民票の写し又は戸籍の抄本

(労災則第21条第2項、障害（補償）年金の受給権者に係る定期報告の手続）

ウ 死亡の事実を証明できる書類

(労災則第21条の2第4項、年金等受給権者死亡届の手続)

(2) 平成27年12月8日付け基発1208第2号関係

請求人等が、次のアからエに掲げる生計維持関係等を証明する書類として住民票の写しを提出しようとする場合であって住民票の写しにより証明しようとする事項が機構保存本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しについては提出されたものとして取り扱うこと。ただし、死亡診断書等の書類は、機構保存本人確認情報では、死因などの事項を確認することができないことから、当該書類の添付は引き続き必要であること。

ア 生計維持関係等を証明することができる書類

① 労災則第10条第3項第2号ハ

(未支給の保険給付（年金給付）支給請求書の手続)

② 労災則第15条の2第3項第3号（遺族補償年金支給請求書の手続）

③ 労災則第15条の2第3項第4号（遺族補償年金支給請求書の手続）

④ 労災則第15条の2第3項第6号（遺族補償年金支給請求書の手続）

⑤ 労災則第15条の3第2項第3号（遺族（補償）年金転給等請求書の手続）

⑥ 労災則第15条の4第2項第3号（遺族（補償）年金転給等請求書の手続）

⑦ 労災則第18条の9第3項（遺族年金支給請求書の手続）

⑧ 労災則第21条第2項第2号ロ

(年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（遺族用）の手続)

⑨ 労災則第21条の2第4項（遺族（補償）年金額算定基礎変更届の手続）

イ 死亡の事実を証明できる書類

(労災則第21条の2第4項（遺族（補償）年金受給権者失権届の手続）)

ウ 所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類

(労災則第15条の6第2項、遺族（補償）年金支給停止申請書の手続)

エ 受給権者の氏名及び住所に変更があったことを証明することができる書類

(労災則第21条の2第4項、年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関変更届の手続)

7 J-LISからの機構保存本人確認情報の取得

労災年金事務に関する各種請求書等の受付及び審査において、機構保存本人確認情報の確認が必要な場合（上記6の添付書類の省略のためJ-LISから機構保存本人確認情報を取得する場合を含む）のほか、各支払期における年金給付の支給にあたり受給権者に関する機構保存本人確認情報の確認が必要な場合は、労災システムの端末によりJ-LISから機構保存本人確認情報を取得することができる（※）ので、本人の住民票情報の変更等を把握したが各種届の提出がない場合の事実確認など、適正な給付に必要な場合に活用すること。

※ J-LISから機構保存本人確認情報を取得することができる年金給付に関する請求書や各種届などは、OCR入力する際に記入する様式番号により制御されており、J-LISから誤って不必要な機構保存本人確認情報

を取得してしまうことを防止している。詳細は「労災保険業務機械処理事務手引（共通業務及び年金・一時金業務）」を参照。

## 8 特定個人情報等が記載された請求書等の管理等

### (1) 取扱状況の記録

特定個人情報等が記載された請求書等や本人確認情報照会結果リストなどの書類が編綴されたファイルについて、索引、目次等（氏名、生年月日、その他の記述等も含む）により、複数の個人情報を容易に検索できるようにする場合（年金ファイルなど）は、当該ファイルは「特定個人情報ファイル」に該当するため、保有個人情報の取扱状況を記録する台帳等において、次の内容を記載すること。なお、記載にあたっては、特定個人情報保護評価書を参考とすること。

- ① 特定個人情報ファイルの名称
- ② 行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌する組織の名称
- ③ 特定個人情報ファイルの利用目的
- ④ 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- ⑤ 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

### (2) 請求書等の管理

- ① 特定個人情報等が記載された請求書等の書類は、執務室内において取り扱うこと。
- ② 特定個人情報等が記載された請求書等の書類を、実地調査などで庁舎外に持ち出す必要がある場合は、個人番号部分をマスキングした写しを使用すること。
- ③ 郵送する場合は簡易書留郵便など、追跡可能な移送手段を利用すること。
- ④ 特定個人情報等のデータを複製、送信したり、特定個人情報等を電子媒体に記録して庁舎外に持ち出すことは禁止する。

### (3) 請求書等の保管

特定個人情報等が記載された請求書等の書類が編綴されたファイルについては、盗難又は紛失等を防止するために、施錠することができる所定の書棚等に保管すること。

### (4) 請求書等の廃棄

特定個人情報等が記載された請求書等の書類が編綴されたファイルについて、文書管理に関する規定等で定められている保存期間を経過した場合などで廃棄する場合は、焼却又は溶解等の復元不可能な手段により廃棄すること。

なお、廃棄を委託した場合は、委託先から証明書等の提出を求めるなど、適切に記録を残すこと。

## 9 その他の留意事項

### (1) 審査請求・再審査請求・行政事件訴訟

ア 審査請求又は再審査請求における証拠資料として、請求書等の写しなど、個人番号が含まれる書類を、労働者災害補償保険審査官又は労働保険審査会に提出する場合は、個人番号をマスキングして写しを作成するなど、提出書類から個人番号を読み取ることができないようにすること。

イ 行政事件訴訟における証拠資料として、個人番号が記載された書類を、都道府県労働局長又は裁判所に提出する場合は、上記アと同様に取り扱うこと。

(2) 文書送付嘱託

裁判所からの送付嘱託についても、原則として(1)と同様に対応すること。

(3) 労災年金事務以外の事務に関する提出書類に個人番号の記載がある場合の対応

労災年金事務以外の事務に関する提出書類(住民票の写し等)に個人番号の記載がある場合は、マスキングするなど個人番号を復元できない手段で削除した上で保管すること。

(4) 個人番号の変更を把握した場合の対応

個人番号の漏えいなどにより個人番号が変更される場合があるため、請求人等の申告などにより個人番号の変更を把握した場合は、年金給付たる保険給付の受給権者の住所・氏名年金の払渡金融機関変更届により変更後の個人番号の提供を求めること。

なお、変更前の個人番号をキー情報としてJ-LISへ照会を行った場合でも、当該個人番号に係る本人の最新の機構保存本人確認情報が入手できること。